

# 党市議団で求めてきた「飲食店の関連業者への緊急支援」が実現 引き続き、支援の拡充に取り組んでいきます

県独自の緊急事態宣言が延長される中、2月8日に専決処分による補正予算が報告され、「時短協力金」延長と市独自の「飲食店取引事業者等への緊急支援」が行われることになりました。飲食店の関連事業者への支援実施は、12月議会・1月臨時議会で、党市議団として繰り返し求め、2月5日の「新型コロナ対策の緊急申し入れ」でも市長へ要望していました。まだ十分な状況ではないので、引き続き拡充を求めていきます。

## 市独自の「飲食店取引事業者等への緊急支援」

### 【制度の趣旨】

営業時間短縮に応じた飲食店と取引のある事業者やタクシー・運転代行事業者等の中小企業等の事業継続を支援するため、市独自の「飲食店取引事業者等緊急支援金」を創設して、支援金を支給するもの。

### <対象者>

- (1) 飲食店と直接取引のある事業者（食料品・酒類・おしぼりなど）
- (2) タクシー事業者及び運転代行事業者

<交付要件> 2021年1月または2月のいずれかの売上が対前年同月比で50%以上減少（中小企業・小規模事業者に限る）

<支援額> 一律で、法人：20万円、個人：10万円

<予算> 6億6,000万円（法人：2,200事業所、個人：1,850人を予算化）

\*2月中旬にコールセンターが立ち上げられ、2月下旬から受付予定

## 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階  
発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか

NO. 1223  
2021年2月14日  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



## 県独自の緊急事態宣言延長に伴う「時短協力金」の延長

県の緊急事態宣言延長に伴う「協力金」の支給も延長されますが、延長の分は対象範囲が熊本市内中心部に限定されます。

<対象地域> 熊本市中心部（通町筋・桜町周辺地区）

<対象期間> 2月8日から2月21日まで

<対象> 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等の事業者

<支給額> 1店舗あたり・1日4万円

<予算> 2億1,000万円（3,600店舗分を予算化）



## 弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 2月17日（水） 午前10時～12時  
中央区生活相談所（大江5-15-20） Tel 375-2200
- 2月18日（木） 午後1時～4時  
菜の花法律事務所（南区江越1-17-12） Tel 322-7731
- 2月24日（水） 午後1時30分～4時  
山本のぶひろ渡鹿生活相談所（渡鹿5-19-7） Tel 362-5181
- 3月5日（金） 午後3時～5時  
東区生活相談所（広木町7-23-2） Tel 328-2656
- 3月9日（火） 午後5時30分～7時30分  
さくら法律事務所（京町本町1-22） Tel 090-8667-3148
- 3月22日（月） 午後6時～8時  
北区生活相談所（武蔵ヶ丘1-10-1） Tel 338-2001

# 新型コロナ対策について、市長へ緊急申し入れ

日本共産党市議会だより 2021年2月14日号(No.1223)

## PCR 検査拡充・医療機関支援・規模に合った事業補償・困窮支援を！

県独自の緊急事態宣言が続く中、2月5日、市長に対し、日本共産党市議団・党熊本地区委員会で、「新型コロナウイルス感染症対策についての緊急申し入れ」を行い、懇談しました。



### 【申し入れた内容の主なもの】

#### (1) 社会的検査等の抜本的強化と医療機関・保健所への支援に全力をあげる

- ① 希望する市民への一斉無料 PCR 検査を実施すること
- ② 「社会的検査」を保育園・幼稚園・学校・児童育成クラブなどへ拡充する
- ③ 検査の全額国庫負担を国へ求めること
- ④ 国・県へ医療機関への減収補填を直ちに行うよう求めること
- ⑤ 保健所の人的・財政的支援を抜本的に強化すること

#### (2) 経営と雇用を守る支援を行うこと

- ① 事業規模・雇用者数を考慮した飲食業等への補償、関連事業者はじめ新型コロナで影響を受けているすべての事業者へ事業継続支援を行う
- ② 国へ、持続化給付金・家賃支援の打切り撤回・再支給、雇用調整助成金のコロナ特例の縮小・休業支援金の打切り撤回など固定資産税減免の実施等、感染収束まで継続する支援策を求めること

#### (3) コロナ禍で仕事を失うなど生活に困窮する人たちへの緊急支援を行うこと

- ① 生活福祉資金について県へ運用改善を求める、制度の周知に努める
- ② 生活保護制度の「扶養親族への照会」中止、ネット申請受付の実施
- ③ 国保料・後期高齢者保険料・介護保険料等の新型コロナ減免拡充と継続
- ④ 生活困窮者に対し、食材や生活支援物資等の提供支援を行うこと
- ⑤ 5～10万円程度の学生への給付金を支給すること（福岡市で実施）
- ⑥ 生活困窮者・低所得者のワンストップ相談窓口設置

#### (4) その他

- ① 2021年度から段階的に35人学級を拡充すること
- ② 新型コロナ特別措置法・感染症法等の罰則規定撤回を国へ求める

以上を含めて、全部で20項目を要望しました。

(申し入れ書の全文は、党市議団 HP に掲載しています)



### 市長、「できる限り頑張っていきたい」の決意

今回の申入れでは、「社会的検査の抜本的拡充・医療機関・保健所への支援に全力をあげる」、「経営と雇用を守る支援を行う」、「生活に困窮する人たちへの緊急支援を行う」などを、

具体的に届けられた声を紹介しながら要望しました。

市長は、「できる限り頑張っていきたい」と決意を述べました。早速、「飲食店関連事業者等への支援」は実現しました。

### 生活福祉資金の運用改善、市長より「県へ伝える」

「なかなか借りることができない」との苦情が相次いでいる生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）について、運用の

改善を県へ求めるよう要望しました。市長は、「県社協へ伝える」と答えました。

### 生活保護の「扶養照会の中止」は、「状況を聞いて対応」と回答

生活保護制度については、必要な人が躊躇なく利用できるよう、厚生労働大臣が「義務ではない」と明言した「扶養親族への照会」をやめることや、東

京都のように生活保護のネット申請受付など要望しました。

「親族への照会中止」は、市長も「現場の状況を聞き対応する」と回答しました。